

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大和市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 下和田地区

(1) 現況

本地区は、農道整備、用排水路整備等を中心とした基盤整備、水田を中心に近代化施設の整備が行われ、施設の更新も計画的に進められている。今後は、土地利用の集約化・効率化を進めるとともに、都市型農業の確立を目指す。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地区では法第3条第3項第1項に掲げる事業を推進し、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を行い、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|------------------|
| ① | 下和田地区 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。